

冬の無料公開セミナー 2011

1月からの法人税法・所得税法・相続税法

<相続税法>

短時間で出せる！相続税額

TAC税理士講座 1/5(木)より本格開講！

※ 先行クラス 12/17(土)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください（予約不要）。

※ コース開講日程につきましては、「通学パンフレット」をご覧ください。

TAC 税理士講座

相続税法・科目別セミナー ～相続税への招待～

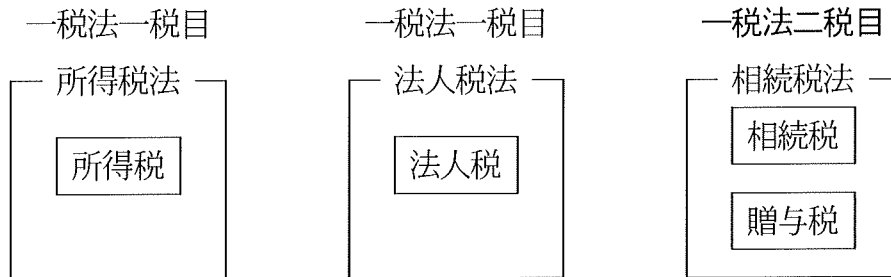
- I．相続税法とは？
- II．簡単に分かる相続税額の計算方法
- III．コースの特徴

I 相続税法とは？

科目の概要

相続税法は、相続税及び贈与税という2つの税目について規定している法律ですが、1つの法律の中で2つの税金について規定している税法は、相続税法だけです。これが、相続税法は、「一税法二税目」と言われるゆえんです。

【図 解】



また、相続税及び贈与税は、共に財産が無償で個人から個人に移転した場合に、財産を取得した者に課税される税金です。

相続税は、人の死亡という一生に一度の機会に着目して、その死亡による財産の移転を基因として課税が行われるのに対して、贈与税は、生前における財産の移転を基因として課税が行われます。

いずれも取得した財産の価額がいくらであるかを計算し、これに基づいて相続税額又は贈与税額を計算します。

科目の特徴

相続税法の特徴としては、次に掲げる点が挙げられます。

- ・ 会計科目との関連がない

会計の知識を必要とする所得税法又は法人税法と異なり、相続税法は、これらの知識を必要としませんので、9月から税理士試験の勉強を始めようと思っている人でも安心して勉強ができます。

- ・ 条文数が少ない

税目が2つあるにもかかわらず条文数が本法だけで71条と少ない（ちなみに、所得税法は244条、法人税法は164条ある。）ことから、国税3法の1つとして位置付けられてはいるものの、他の税法と比較して覚えなければならない理論の題数も少ないため、取り組みやすい科目であるといえます。

- ・ 出題内容がパターン化している

近年の本試験においては、計算の出題内容がパターン化していますので、対策が立てやすく、過去の本試験問題の傾向に合わせた学習が、そのまま結果となって表れやすい科目であるといえます。

本試験での出題傾向

本試験では、理論が50点、計算が50点の合計100点で出題されています。

理論問題は、基本的に2題出題されますが、近年の本試験においては、TACで予想する30題（Aランク10題、Bランク10題、Cランク10題）のうち、基本的にAランク及びBランクから出題されています。

計算問題は、財産評価（それぞれの財産の価額がいくらであるのかを評価すること）に重点を置いた、納付すべき相続税額を求めさせる総合問題になっています。

なお、TACの財産評価は定評がありますので安心して受講することができます。

理論にせよ計算にせよ、TACの授業に休まず出席して、TACの教材をしっかりとこなせば、怖いものではありません。

実務との関連

相続税法は相続税対策だけでなく、財産管理や資産運用といった面からも需要が増大していますので、実務についた時には、必要不可欠な科目といえます。

どのような人に向いているか？

次のいずれかに該当した人にお薦めの科目です。

- (1) 実務に役立つ税法を1科目取得しようと思っている人
- (2) 実務についた時に、資産税を中心に仕事をしようと思っている人

【相続税のデータあれこれ】

1 租税収入に占める相続税・贈与税の割合（平成21年度）

所得税 33.8% 15.0兆円	法人税 22.6% 9.4兆円	相続税 贈与税 3.2% 1.4兆円	その他の租税（消費税・酒税等） 40.4% 18.2兆円
58.6%			

2 死亡件数と納税件数

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
死亡件数(a)	1,083,796人	1,084,450人	1,108,334人	1,142,407人	1,141,865人
納税件数(b)	45,121件	45,322件	46,820件	48,010件	46,439件
(b)÷(a)	4.2%	4.1%	4.2%	4.2%	4.0%

3 相続税の課税状況（平成21年度）

- (1)被相続人の数…… 46,439人
 (2)遺産総額…………… 11,071,448百万円（約11兆円）
 (3)納付税額…………… 1,163,159百万円（約1兆円）

4 税理士試験における相続税法の位置づけ

必 須 科 目		選択必須科目		選 択 科 目						
簿 記 論	財 務 諸 表 論	法 人 税 法	所 得 税 法	相 続 税 法	酒 税 法	消 費 税 法	固 定 資 産 税	事 業 税	住 民 税	国 税 徴 収 法
会 計 科 目		国 税 三 法			新 税 ・ 地 方 税					
		税 法 科 目								

5 合格率

	2006年(第56回)	2007年(第57回)	2008年(第58回)	2009年(第59回)	2010年(第60回)
合格率	$\frac{486人}{4,780}$ 10.2%	$\frac{459人}{4,664人}$ 9.8%	$\frac{540人}{4,351人}$ 12.4%	$\frac{608人}{4,129人}$ 14.7%	$\frac{566人}{4,078人}$ 13.9%
合格 確実 ライン	第1問 40点 第2問 40点 合計 80点	第1問 36点 第2問 40点 合計 76点	第1問 40点 第2問 42点 合計 82点	第1問 46点 第2問 38点 合計 84点	第1問 43点 第2問 32点 合計 75点

II 簡単に分かる相続税額の計算方法

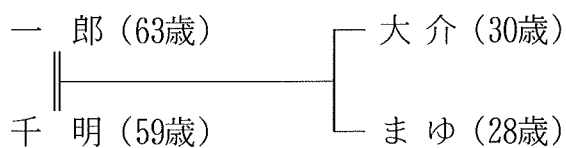
東京都世田谷区に住む佐藤一郎さんをモデルに相続税額の計算を考えてみましょう！

《財産の取得》

1 家族構成

佐藤一郎さんは、A電気株式会社に勤めていましたが、平成20年3月3日に60歳になり、同社を退職しました。その後は、妻・千明さん（昭和47年6月6日結婚）、長男・大介さん（サラリーマン・未婚）、長女・まゆさん（OL・未婚）の家族4人で、世田谷区内の自宅で暮らしていましたが、平成23年8月7日、自宅において心筋梗塞により死亡しました。

一郎さんの家族構成は次図のとおりです。



2 遺産の明細

一郎さんの遺族は、葬儀を行った後、一郎さんの遺産を調査し、以下のとおり判明しました。

(1) 不動産

財 産	所 在 地	用 途	地 積 or 床 面 積	時 価 (相 続 税 評 価 額)
宅 地	東京都世田谷区	自 宅	240㎡	8,400万円
家 屋	東京都世田谷区	自 宅	180㎡	1,000万円
更 地	神奈川県横浜市	青空駐車場	400㎡	1億9,000万円

(2) 金融資産

財 産	預 入 金 融 機 関	預 入 日 (購 入 日)	満 期 日 (償 還 日)	元 利 合 計 額
普通預金	三菱銀行世田谷支店	—————	—————	100万円
定期預金	安友銀行横浜支店	平成20年12月	平成23年12月	300万円
定額貯金	世 田 谷 郵 便 局	平成14年1月	平成24年1月	900万円
中期国債	野沢証券代々木支店	平成19年5月	平成24年5月	1,600万円

(3) その他の資産

財 産	取 得 年 月	時 価 (相 続 税 評 価 額)
ゴルフ会員権	平成14年8月	280万円
家庭用動産	—————	200万円
骨董品(壺)	平成12年9月	400万円

(4) 生命保険金

保 険 の 種 類	保 険 会 社	保 険 金 額	保 険 金 受 取 人	保 険 料
養 老 保 険	第三生命	2,000万円	千明 全額	一郎さん全額負担
定期付終身保険	明和生命	1億円	大介・まゆ 各 $\frac{1}{2}$	一郎さん全額負担

〈TAC〉無断複写・複製を禁じます。(税12)

(5) 債務等

種 類	借 入 日	返 済 期 日	借入残高等
住宅ローン	平成10年12月	平成30年12月	1,135万円
駐車場敷金	———	———	50万円
葬式費用	———	———	275万円

3 遺産分割

一郎さんの遺族は、平成23年11月10日に、遺産分割のための協議を行い、その結果次のように財産を取得し、債務を承継しました。

(1) 千明さんの取得した財産と債務

財 産	財産の時価(債務の金額)
更 地	1億9,000万円
普 通 預 金	100万円
家庭用動産	200万円
駐車場の敷金	△ 50万円

(2) 大介さんの取得した財産と債務

財 産	財産の時価(債務の金額)
宅 地	8,400万円
家 屋	1,000万円
定 期 預 金	300万円
ゴルフ会員権	280万円
住宅ローン	△ 1,135万円

(3) まゆさんの取得した財産と債務

財 産	財産の時価(債務の金額)
定 額 貯 金	900万円
中 期 国 債	1,600万円
骨董品(壺)	400万円
葬式費用	△ 275万円

4 保険金の取得者

取得者	保 険 の 種 類	保 険 金 額
千 明	養 老 保 険	2,000万円
大 介	定期付終身保険	5,000万円
ま ゆ	定期付終身保険	5,000万円

5 生前贈与

一郎さんは、平成22年9月4日に大介さんに対して時価500万円の絵画を贈与していました。

〈TAC〉無断複写・複製を禁じます。(税12)

《相続税額の計算》

1 課税価格の計算

	千明(妻)	大介(長男)	まゆ(長女)	合 計
不 動 産	1 億9,000万円	9,400万円	————	
小規模宅地等の特例	————	△6,720万円	————	
金 融 資 産	100万円	300万円	2,500万円	
そ の 他 の 財 産	200万円	280万円	400万円	
生 命 保 険 金	2,000万円	5,000万円	5,000万円	
非 課 税 金 額	△ 250万円	△ 625万円	△ 625万円	
債 務 控 除 額	△ 50万円	△1,135万円	△ 275万円	
生 前 贈 与 加 算	————	500万円	————	
課 税 価 格	2 億1,000万円	7,000万円	7,000万円	3 億5,000万円

2 基礎控除額

8,000万円

— 相続税額を計算する基となる金額 —

$$\frac{3 \text{ 億}5,000 \text{ 万円}}{\text{課税価格の合計額}} - \frac{8,000 \text{ 万円}}{\text{基礎控除額}} = 2 \text{ 億}7,000 \text{ 万円}$$

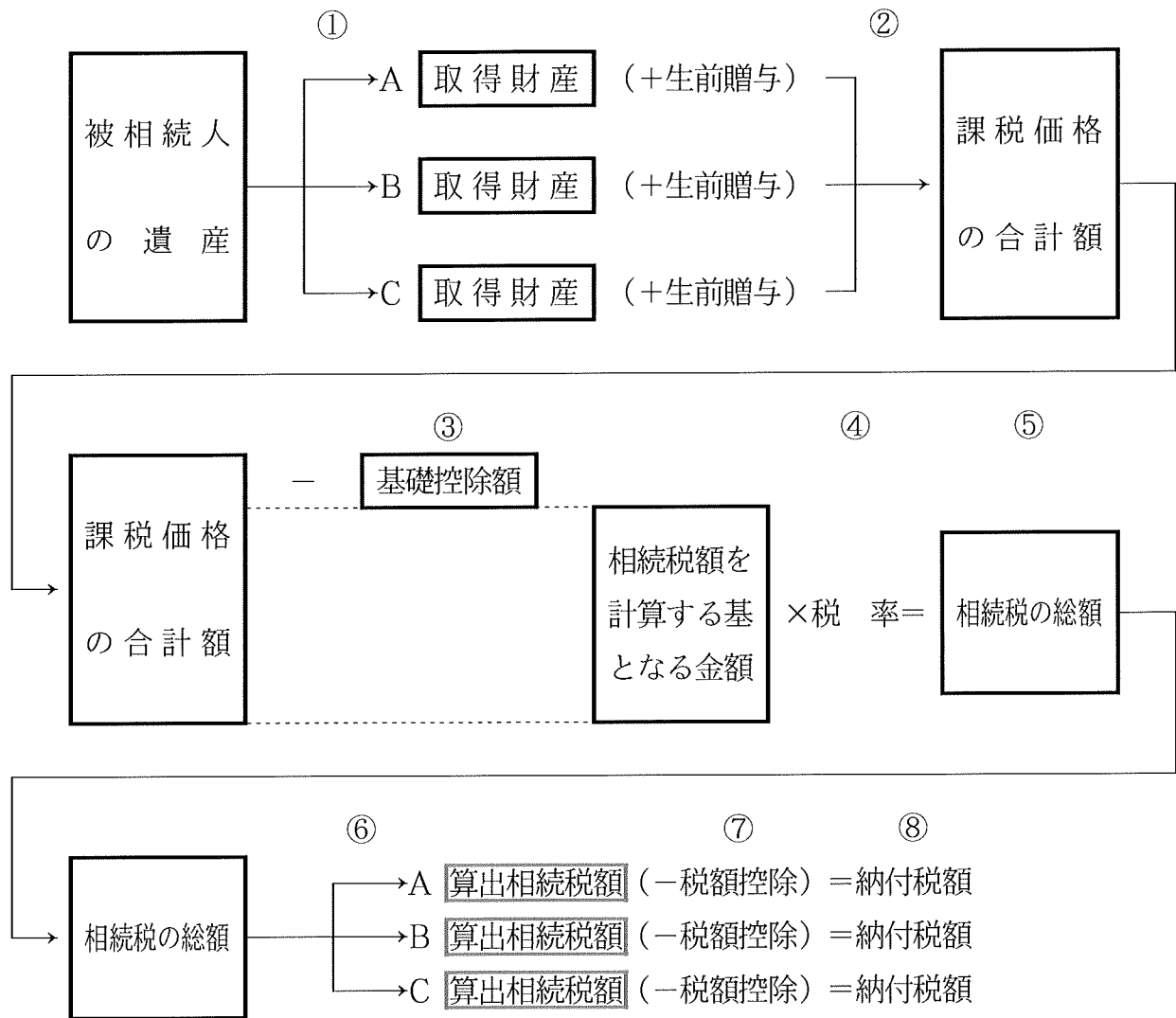
3 相続税の総額(全体税額)

6,350万円

4 各相続人の相続税額

	千明(妻)	大介(長男)	まゆ(長女)	合 計
財産の取得割合	0.60	0.20	0.20	1.00
算出相続税額	38,100,000円	12,700,000円	12,700,000円	63,500,000円
贈与税額控除額	————	△ 530,000円	————	
配 偶 者 の 税 額 軽 減 額	△31,750,000円	————	————	
納 付 税 額	6,350,000円	12,170,000円	12,700,000円	

【図 解】 納付すべき相続税額を計算する一連の流れ



- ① 被相続人の遺産を相続人等で分け、各人が取得した財産を確定する
- ② 各相続人等が取得した財産をいったん合計する
- ③ ②から基礎控除額を控除する
- ④ ③に税率を乗じる
- ⑤ ④の算出した額を合計する
- ⑥ ⑤を各相続人等に割り振る
- ⑦ 各人の状況に応じて税額控除等により税額調整を行う
- ⑧ 各人の納付すべき相続税額が確定する

※ このモデルケースはフィクションです。登場する人物名、会社名及び地名は全て架空のものであり、実在するものとは一切関係ありません。

<参 考>

1 財産の取得

(1) 民法上の相続分（各相続人の権利）

配偶者相続人の相続分	血族相続人の相続分		
	子	直系尊属	兄弟姉妹
$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{3}$	
$\frac{3}{4}$			$\frac{1}{4}$

(注)血族相続人が複数いる場合には、各自の相続分は均等に取り扱う。

《モデルケースの場合》

$$\text{千明さん } \frac{1}{2} \quad \text{大介さん } \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4} \quad \text{まゆさん } \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$$

(2) 実際の取得

基本的には、各相続人間の協議により、誰がどの財産を取得するのかを決める。

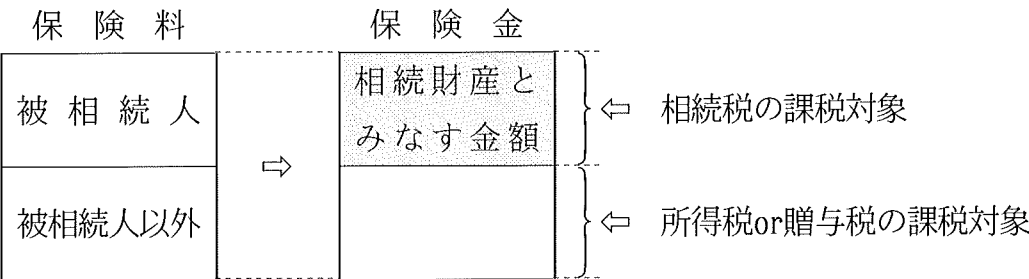
(3) みなし相続財産の生命保険金

支払われた保険金全額が相続税の対象となるわけではない。被相続人(今回亡くなった人)が負担した保険料に対応する部分のみ相続税の対象となる。

相続財産とみなされる生命保険金の計算方法

$$\text{生命保険金の額} \times \frac{\text{被相続人が負担した保険料の金額}}{\text{払込保険料の全額}} = \frac{\text{相続財産とみなされる生命保険金の額}}{\text{生命保険金の額}}$$

【図 解】



遺産分割協議書

被相続人佐藤一郎の遺産については、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得又は承継することに決定したので、各相続人が署名捺印し、後日のため各自1部ずつ所持することにした。

記

相続人・佐藤千明が相続するもの

- 1 横浜市港北区菊名〇丁目△番 宅地 400㎡
- 2 三菱銀行世田谷支店所在 普通預金 100万円
- 3 世田谷区上北沢〇丁目×番所在 家庭用動産 200万円
- 4 横浜市港北区菊名〇丁目△番所在 預かり敷金 50万円

相続人・佐藤大介が相続するもの

- 1 世田谷区上北沢〇丁目×番 宅地 240㎡
- 2 世田谷区上北沢〇丁目×番 家屋 180㎡（鉄筋コンクリート造り3階建1棟）
- 3 安友銀行横浜支店所在 定期預金 300万円
- 4 日本カントリー倶楽部ゴルフ会員権 1口
- 5 安友銀行横浜支店所在 借入金 1,135万円

相続人・佐藤まゆが相続するもの

- 1 世田谷郵便局所在 定額貯金 900万円
- 2 野沢証券代々木支店購入 中期国債 額面金額 1,550万円
- 3 世田谷区上北沢〇丁目×番所在 骨董品（壺） 400万円

平成23年11月10日

世田谷区上北沢〇丁目×番△号 相続人 佐藤千明 印

世田谷区上北沢〇丁目×番△号 相続人 佐藤大介 印

世田谷区上北沢〇丁目×番△号 相続人 佐藤まゆ 印

（注）遺産分割協議書に記載されていないもの

- ① 保険金……保険会社から支払われるものであり、被相続人が直接所有する財産ではないため（契約により受取人が決まっているため）
- ② 葬式費用……被相続人の債務ではないため

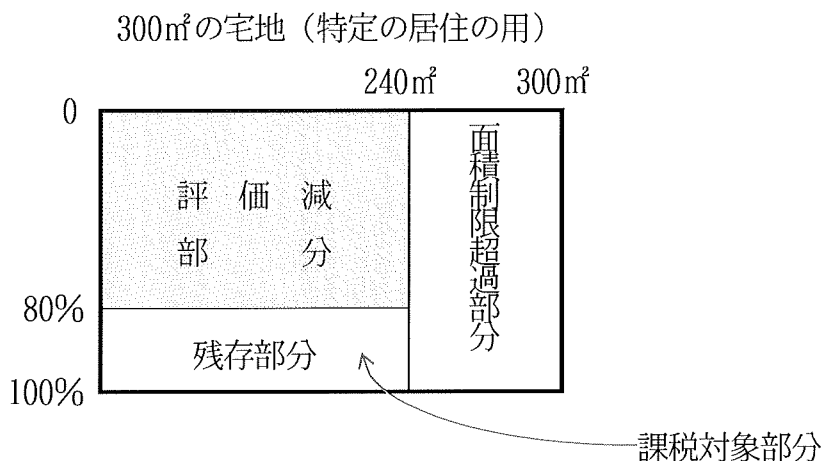
2 小規模宅地等の特例

事業の用又は居住の用に供されていた宅地等のうち、最小限必要な部分について、評価額を一定割合減額する。

なお、減額割合及びその面積制限は、一般的に次表のとおりとなる。

用途の区分	減額割合	面積制限
特定の事業の用	100分の80	400㎡
特定の居住の用	100分の80	240㎡
貸付の事業の用	100分の50	200㎡

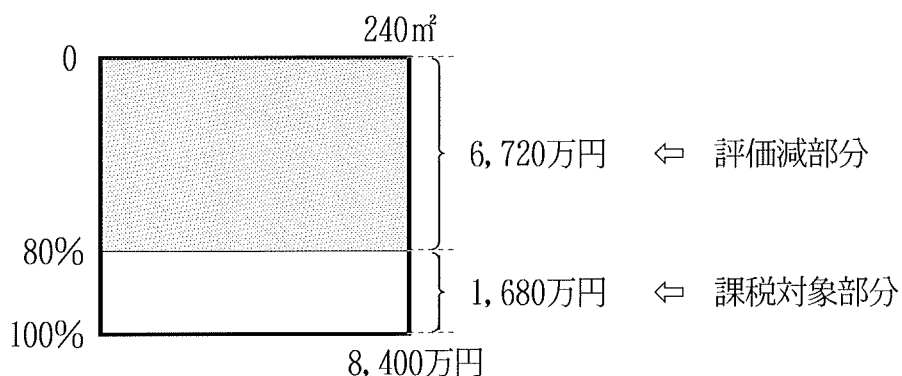
【図 解】



《モデルケースの場合》

自宅用の宅地のみ対象となる。（構築物等の設備を伴わない青空駐車場用地は、特例の対象とならない。）

$$8,400\text{万円} \times \frac{240\text{㎡}}{240\text{㎡}} \times \frac{80}{100} = 6,720\text{万円} \quad \Leftarrow \text{評価減される金額}$$



3 保険金の非課税

遺族の生活保障を考慮して、保険金額のうち一定額を非課税としている。

なお、非課税金額は、次のように計算する。

(1) 非課税限度額を計算する。

500万円×法定相続人の数＝非課税限度額

(2) 相続人全員の保険金額を合計する。(相続税の課税対象となる部分の合計額)

(3) 各相続人ごとの非課税金額を計算する。

① (1)≥(2) (非課税限度額の範囲内で取得している) 場合

⇒ 取得した保険金の全額が非課税となる。

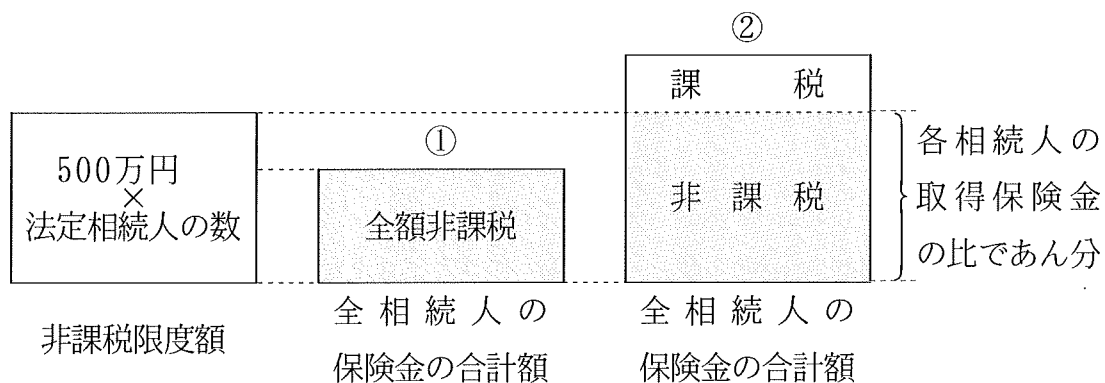
② (1)<(2) (非課税限度額を超えて取得している) 場合

⇒ 次の算式により、非課税限度額をあん分する。

<算式>

$$\text{非課税限度額} \times \frac{\text{各相続人の保険金の合計額}}{\text{全相続人の保険金の合計額}} = \text{各相続人の非課税金額}$$

【図 解】



《モデルケースの場合》

(1) 非課税限度額

500万円×3人＝1,500万円

(2) 保険金の合計額

2,000万円(千明)＋5,000万円(大介)＋5,000万円(まゆ)＝1億2,000万円

(3) 各相続人の非課税金額

① 千明 $1,500\text{万円} \times \frac{2,000\text{万円}}{1\text{億}2,000\text{万円}} = 250\text{万円}$

② 大介 $1,500\text{万円} \times \frac{5,000\text{万円}}{1\text{億}2,000\text{万円}} = 625\text{万円}$

③ まゆ $1,500\text{万円} \times \frac{5,000\text{万円}}{1\text{億}2,000\text{万円}} = 625\text{万円}$

4 債務控除

相続人が被相続人の借金を引き継いだり、葬式費用を負担した場合には、その金額を取得財産の額から控除（マイナス）する。

5 生前贈与加算

被相続人の死亡前3年以内の相続人への贈与財産には、相続税を課税する。
⇒ 生前贈与財産を相続税が課税される財産に含める。

6 基礎控除

遺族の生活保障等を考慮して、課税価格の合計額から一定額を控除する。
なお、相続税の基礎控除額は、次の算式で計算する。
<算式>
 $5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

【図 解】



《モデルケースの場合》

$$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \frac{3\text{人}}{\uparrow} = 8,000\text{万円}$$

千明・大介・まゆ

相続税額を計算する基となる金額

$$3\text{億}5,000\text{万円} - 8,000\text{万円} = 2\text{億}7,000\text{万円}$$

7 贈与税額控除

生前贈与加算された贈与財産は、贈与税と相続税の二重課税となるため、相続税額から贈与税額を控除する。

贈与税額の計算

$$(\text{1暦年中の贈与財産の価額} - \text{基礎控除額}) \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{贈与税額}$$

《モデルケースの場合》

$$(500\text{万円} - 110\text{万円}) \times 20\% - 25\text{万円} = 53\text{万円}$$

＜参考資料＞

贈与税の速算表

課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—万円	600万円以下	30%	65万円
300	15	10	1,000	40	125
400	20	25	1,000超	50	225

相続税の速算表

法定相続人の取得金額	税率	控除額	法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—万円	10,000万円以下	30%	700万円
3,000	15	50	30,000	40	1,700
5,000	20	200	30,000超	50	4,700

【図 解】

＜原則的な計算方法＞

贈与財産（基礎控除額控除後）

50万円	}	$\times 15\% = 7\text{万}5\text{千円}$
200万円		
		27万5千円

⇒

＜速算表を使った場合＞

贈与財産（基礎控除額控除後）

50万円	}	$\times 15\% = 37\text{万}5\text{千円}$
200万円		
	}	$\times (10\% - 15\%)$
		$= \triangle 10\text{万円}$
		27万5千円

8 配偶者の税額軽減

配偶者は基本的に相続分以下の財産を取得した場合には相続税が出ないようになっている。

具体的には、次の算式により税額軽減額を計算する。

＜算 式＞

- (1) 民法上の相続分に対応する税額（相続税の総額×配偶者の相続分）
- (2) 財産の取得割合に対応する税額（配偶者の算出相続税額）
- (3) (1)、(2)の低い方が軽減額

《モデルケースの場合》

- (1) $63,500,000円 \times \frac{1}{2} = 31,750,000円$
- (2) 38,100,000円
- (3) (1)<(2) ∴ 31,750,000円

《税法用語集》

用 語	用 語 の 説 明
相続税評価額	相続税を課税するための財産の時価 時価には、売買実例価額や公示価格など様々のものがあり、その財産に対する目的により用いる時価は異なる。
被相続人	今回亡くなった人 被相続人の財産はその死亡により相続人に引き継がれる。
相続人	被相続人の財産を引き継ぐ人（基本的に被相続人の家族）
課税価格	引き継いだ財産の相続税評価額の個人ごとの合計額
基礎控除額	課税価格の合計額から差し引く課税最低限度 課税価格の合計額が基礎控除額以下の場合には、相続税は課税されない。贈与税にも個人ごとに同様の規定がある。
遺産分割協議書	各相続人ごとの遺産の取得結果の証明書 不動産の登記や預金の名義変更等の際に必要となる。

《税金計算の流れ》

	税金計算の流れ	ポイント（特例規定等）
(1)	各相続人別の取得財産の価額を計算 (財産評価)	・ 小規模宅地等の特例を考慮 ・ 保険金の非課税を考慮
(2)	承継した債務の額を控除	・ 葬式費用も控除できる
(3)	全員の取得財産を合計(課税価格の合計額)	
(4)	相続税の総額(全体税額)を計算	・ 基礎控除額を控除して計算する
(5)	各相続人別の納付税額を計算	・ 贈与税額控除、配偶者の税額軽減等の 税額控除を考慮

<参 考>

1 その他の特例規定等（主なもの）

(1) 贈与税の配偶者控除

婚姻期間20年以上の夫又は妻からの居住用不動産等の贈与は2,000万円まで無税となる。

(2) 未成年者控除

20歳未満の法定相続人については、年齢に応じて一定額を相続税額から控除される。

(3) 延納・物納

金銭一時納付が困難な場合に税金の分割払いや現物納付を認める。

(4) 相続時精算課税

生前贈与の促進を図るため、贈与により取得した財産について相続税を課税することを前提に2,500万円までの贈与については贈与税は無税とし、納付した贈与税額がある場合には相続時に精算される。

(5) 住宅取得等資金の特例

相続時精算課税の適用を条件に、住宅取得等のための現金贈与については贈与税が課税されない枠が1,000万円上乗せされる。(3,500万円まで贈与税は無税)

2 遺産総額と相続税額の関係（目安）

前提 1

モデルケースの家族構成(妻・子2人)

- ① 遺産総額：1億円 ⇨ 相続税の総額： 200.00万円
- ② 遺産総額：2億円 ⇨ 相続税の総額： 1,900.00万円
- ③ 遺産総額：5億円 ⇨ 相続税の総額：1億1,700.00万円
- ④ 遺産総額：10億円 ⇨ 相続税の総額：3億3,300.00万円

前提 2

上記モデルケースにおいて、子供が1人増える

- ① 遺産総額：1億円 ⇨ 相続税の総額： 99.98万円
- ② 遺産総額：2億円 ⇨ 相続税の総額： 1,624.98万円
- ③ 遺産総額：5億円 ⇨ 相続税の総額：1億 549.97万円
- ④ 遺産総額：10億円 ⇨ 相続税の総額：3億1,149.92万円

Ⅲ コースの特徴

速修コースは、1月から4月までは講義中心のインプット作業を行い、本試験における重要論点に絞って効率的な学習をします。そして、5月以降は他のコースと同様に本試験に直結した答案作成中心のアウトプット作業になります。まさに、最短距離で合格を目指していく短期集中型のコースです。

1月	基礎・応用期	5月	直前期	7月
<使用教材>		<使用教材>		
・基本テキスト		・直前対策テキスト		
・トレーニング		・理論ドクター		
・理論テキスト		・答練（模擬テスト）		
・理論マスター		・全答練（全国公開模試）		
・ミニ・実力テスト				
テキストを使用した インプット中心		答練によるアウトプット中心		